

平成21年度税制改正の主な内容

※実施年度等にご注意ください。

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

○所得税の住宅ローン控除の適用を受けることができる方（平成21年から平成25年までの入居者）は、次のいずれか小さい額が個人住民税から控除されます。【個人住民税：22年度分から適用】

I 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

II 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（9.75万円を超えるときは9.75万円）

※市に対する申告は不要（給与支払報告書等について必要な改正を行う。）

〈 参 考 〉 所得税における住宅借入金等特別税額控除の改正（概要）

1 住宅の取得等をして平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の取得等をして同法の施行の日（平成21年6月4日）から平成25年までの間に居住の用に供した場合

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

2 上場株式等の配当・譲渡益に対する税率の特例

○平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当及び譲渡益に対しては軽減税率10%（住民税3%・所得税7%）が適用されます。

【現行】					
	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10% (住民税3% 所得税7%)	【原則】 20% (住民税5%・所得税15%)			20% (住民税5%・所得税15%)
		【特例措置】 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10% (住民税3% 所得税7%) 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% (住民税3% 所得税7%)			
【改正後】					
	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10% (住民税3% 所得税7%)		10% (住民税3% 所得税7%)		20% (住民税5% 所得税15%)

3 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

○個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円（1,000万円に満たない場合はその金額）が控除されます。

4 カバードワラントに対する課税方式等の見直し

○先物取引に係る雑所得等の特例※の対象に、金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等が加わり、平成22年1月1日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済に適用されます。

※特例税率

住民税5%・所得税15%